解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十月八日開催の臨時社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成三十年二月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十二日

広島市南区南蟹屋一丁目一番二九号

医療法人社団誠心会

清算人　香川真由子

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会決議により平成三十年一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十二日

札幌市中央区大通十五丁目三番地一二

東善光寺

清算人　萩原　玄珪

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年二月二十三日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十二日

静岡県周智郡森町森二一〇一番地の一

森町天宮土地区画整理組合

清算人代表　安間　慎一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年三月二十九日開催の通常総代会の決議により、平成二十九年十二月二十八日付けにて下松市長の認可を受け解散したので当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十二日

山口県下松市大手町二丁目一番五号

清算法人下松土地改良区

代表清算人　近藤　政司

解散公告（第三回）

当公社は、平成三十年二月七日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十二日

岐阜県羽島郡笠松町司町一番地

笠松町土地開発公社

清算人　川部　時文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道室蘭市港北町一丁目四六番地、最後の住所北海道釧路市武佐三丁目三三番九号

被相続人　亡　榎園　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

北海道釧路市浦見三丁目四番一四号今法律事務所　相続財産管理人　今　瞭美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市加生野三八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

事務所茨城県土浦市中央一―一三―三大国亀城公園ハイツ二〇四号土浦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲野辺敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市文京町四丁目二四四番地、最後の住所群馬県伊勢崎市連取町一七八五番地三住宅型有料老人ホーム藤和の苑

被相続人　亡　布施　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区芝原三丁目二七番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

埼玉県朝霞市東弁財一丁目一番二四号ブエナビスタ二〇六

相続財産管理人　弁護士　岡本　卓大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県旭市イの一八二四番地七、最後の住所千葉県旭市イの一三二六番地　特別養護老人ホーム東総園　被相続人　亡　向後喜八郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目九番九号エレル千葉中央ビル五階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永嶋久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区練馬四丁目一四番、最後の住所東京都練馬区練馬四丁目一四番一六号

被相続人　亡　大竹　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本郷五丁目四一番地、最後の住所東京都品川区北品川四丁目九番一七―三〇四号　被相続人　亡　菊岡三希子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

事務所東京都新宿区四谷二丁目一一番九号報友ビル三〇三号東京クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　野嶋　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市南町三丁目三一番地の六二、最後の住所東京都中野区中野五丁目三〇番六―五〇一号　被相続人　亡　江種　康人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇MTビル二階虎ノ門総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　朋

第55期決算公告

平成30年2月23日

青森市大字三内字丸山393番地270

株式会社青森電子計算センター

代表取締役　葛西　義明

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,317,516
	固定資産	645,178
	合計	1,962,694
負債及び純資産の部	流動負債	688,911
	固定負債	53,240
	株主資本	1,220,543
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,020,543
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	970,543
	（うち当期純利益）	(205,174)
	合計	1,962,694